

令和8年度 山形県公募型支障木伐採事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県管理の河川区域内における支障木伐採の利用推進を図るため、県管理の河川区域内における支障木伐採利用に係る取扱要領に基づき認定通知を受けた者（以下「支障木伐採利用者」という。）が次条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支障木伐採利用者に対し補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表左側に掲げる伐採量を得られる県管理の河川区域内における支障木の伐採とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表左側に掲げる伐採量に対応する別表右側の基準額に伐採面積を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該支障木伐採利用者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 支障木伐採利用者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、前条の交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を、知事あてに提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象面積の25%以内の増減とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は令和9年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支精算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、その時点における実績により算出される金額の範囲内で概算払をすることがある。

- 2 支障木伐採利用者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（指導監督等）

第10条 知事は、事業の円滑な遂行を図るため必要があるときは、支障木伐採利用者に対し指示をし、又は事業の内容について調査することができるものとする。

（帳簿の備付等）

第11条 支障木伐採利用者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和8年 9月 2日から施行する。

別表

1 0 0 m ² 当たりの伐採量	基準額（1 m ² 当たり）
0.6 m ³ 未満	2 0 7 円
0.6 m ³ 以上 0.7 m ³ 未満	1 9 8 円
0.7 m ³ 以上 0.8 m ³ 未満	1 8 8 円
0.8 m ³ 以上 0.9 m ³ 未満	1 7 9 円
0.9 m ³ 以上 1.0 m ³ 未満	1 6 9 円
1.0 m ³ 以上 1.1 m ³ 未満	1 6 0 円
1.1 m ³ 以上 1.2 m ³ 未満	1 5 0 円
1.2 m ³ 以上 1.3 m ³ 未満	1 4 1 円
1.3 m ³ 以上 1.4 m ³ 未満	1 3 1 円
1.4 m ³ 以上 1.5 m ³ 未満	1 2 2 円
1.5 m ³ 以上 1.6 m ³ 未満	1 1 2 円
1.6 m ³ 以上 1.7 m ³ 未満	1 0 3 円
1.7 m ³ 以上 1.8 m ³ 未満	9 3 円
1.8 m ³ 以上 1.9 m ³ 未満	8 4 円
1.9 m ³ 以上 2.0 m ³ 未満	7 4 円
2.0 m ³ 以上 2.1 m ³ 未満	6 5 円
2.1 m ³ 以上 2.2 m ³ 未満	5 5 円
2.2 m ³ 以上 2.3 m ³ 未満	4 6 円
2.3 m ³ 以上 2.4 m ³ 未満	3 6 円
2.4 m ³ 以上 2.5 m ³ 未満	2 7 円
2.5 m ³ 以上 2.6 m ³ 未満	1 7 円
2.6 m ³ 以上 2.7 m ³ 未満	8 円